

建第 6 号
令和2年4月2日

一般社団法人 佐賀県建築士会 御中
一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会 御中

佐賀県県土整備部建築住宅課長



建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染症予防のため、当分の間、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）に基づく手続きに係る業務の実施にあっては、郵送による対応等を最大限活用するとともに、換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮していただきますようお願いいたします。

【法に基づく手続き（例）】

- ・法第4条（建築士の免許）
- ・法第5条の2（建築士の住所等の届出）
- ・法第8条の2（建築士の死亡等の届出）
- ・法第23条（建築士事務所の登録及び更新）
- ・法第23条の5（建築士事務所の変更の届出）
- ・法第23条の6（建築士事務所の業務報告書の提出）
- ・法第23条の7（建築士事務所の廃業等の届出）

佐賀県県土整備部
建築指導担当 成清
TEL : 0952-25-7165